

品川区立シルバーセンター見舞金等支給要綱

制定 平成19年 6月20日 区長決定
要綱 第135号

改正 平成21年3月31日 部長決定
平成21年4月 要綱 第130号
平成27年3月24日 決定
平成27年4月 要綱 第327号

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川区立シルバーセンター（以下「シルバーセンター」という。）における事故によって身体に傷害を被った住民等第三者に対し支給する見舞金等について必要な事項を定めるものとする。

(対象となる事故)

第2条 見舞金等の対象となる事故は、シルバーセンターにおける急激かつ偶然な外来の事故とする。

(対象者)

第3条 見舞金の対象者は、前条に規定する事故により傷害を負った住民等第三者とする。

(見舞金等の種類および支給額)

第4条 見舞金等の種類および支給額は、次のとおりとする。

- (1) 死亡弔慰金 500,000円
- (2) 後遺障害見舞金 15,000円～500,000円
- (3) 入院医療見舞金 10,000円～50,000円
- (4) 通院医療見舞金 10,000円

(その他の支給要件)

第5条 前3条に定めるもののほか、見舞金等の支給要件は、特別区自治体総合賠償責任保険における補償保険（以下「補償保険」という。）に準じるものとする。この場合において、前条第1号に規定する「死亡弔慰金」は補償保険における「死亡補償保険金」と、同条第2号に規定する「後遺障害見舞金」は補償保険における「後遺障害補償保険金」と、同条第3号に規定する「入院医療見舞金」は補償保険における「入院医療補償保険金」と、同条第4号に規定する「通院医療見舞金」は補償保険における「通院医療補償保険金」とみなす。

(委任)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。